# 1 大津市歴史文化基本構想の策定にあたって

## 1-1 構想策定の背景・目的

大津市は、日本最大の淡水湖である琵琶湖の南西に位置し、古くより湖上交通の要として、また主要 街道の宿場町として繁栄を極め、世界遺産である比叡山延暦寺をはじめとする神社仏閣など、数多くの 歴史文化遺産\*が現在まで保存されている。

さらに、市域には伝統的な建造物群や集落の家並み、路端の石造物、大木や鎮守の森、祭りや年中行事、説話や伝承など、市民の暮らしの場にもさまざまな歴史文化遺産が溢れ、美しい景観とともに日々の豊かな歴史文化\*を形成してきた。

また、琵琶湖で獲れる魚介類や瀬田川で獲れるセタシジミは、大切な湖の恵みとして、なれずしの一種であるフナズシや佃煮、えび豆などの伝統料理として調理され、家庭の味として親しまれている。このように大津市は、湖国ならではの食文化も継承されている。

これらの歴史文化遺産は、人々の生活のなかで、魅力が付加されながら現代に引き継がれてきたものであり、大津市の歴史文化の結晶といえる。

しかし、生活様式の変化や一部地域を除いて多くの地域で進んでいる高齢化や人口減少によって、後継者不足、管理が行き届かないなどの理由から存続の危機に瀕している歴史文化遺産も少なくない。そのため、その価値が十分に明らかになる前に、貴重な歴史文化遺産が消滅してしまうことも危惧される。

このような背景を踏まえ、大津市における歴史文化の保存・活用に係るさまざまな主体が、目標や方針を共有し、連携・協力して、歴史文化並びに歴史文化遺産を長期的かつ計画的に保存・活用していくための総合的な指針として、「大津市歴史文化基本構想」を策定する。

\*1-4「用語の定義」参照

### ■ 歴史文化基本構想とは

「歴史文化基本構想」とは、「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」であり、「長期的な視点に立って策定する文化財保護のマスタープラン」である(図 1-1)。

### 資料:「「歴史文化基本構想」策定技術指針」 (平成24年2月、文化庁文化財部) 「「歴史文化基本構想」策定ハンドブック」 (平成26年3月、文化庁文化財部伝統文 化課文化財保護調整室)

### 歴史文化基本構想の策定

#### 【定 義】

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、 文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想

#### 【策定方針】

- ①文化財保護施策を、一貫性を持って推 進する。
- ②未指定文化財を視野に含め、文化財保 護施策の充実を図る。
- ③文化財とそれをとりまく周辺の一体的 な保全を図る。
- ④個々の文化財の価値や性質を十分に踏 まえる。
- ⑤文化財保護に関する情報を、多くの関係者と共有する。

#### 【対象範囲】

「歴史文化」とは、文化財とそれにかかわる様々な要素が一体となったものを指す。

文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。



## 地域主体の文化財の保存・活用

### 【文化財保護施策の展開】

- ○多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用
- ○文化の薫り高い空間の形成
- ○人々の交流の発生
- ○住民の地域への理解、地域に対する誇りの向上
- ○他の行政分野と連携の促進

### 【期待される効果】

- 》》》社会的気運の高まり
- 》》》地域の魅力の増進
- 》》》地域の活性化
- 》》》地域との連携協力の推進
- 》》》連携のきっかけづくり

図 1-1 歴史文化基本構想の基本的な考え方

## 1-2 構想の位置づけ

大津市では、昭和36年(1961)の市制63周年に下記に示す「大津市民憲章」を制定した。この市民 憲章の第2には「豊かな文化財をまもりましょう」とあり、大津市では早くから歴史文化の保全に市民 が一丸となって取り組む姿勢を示してきた。

## 大津市民憲章

大津市は四季に美しい琵琶湖の恵みをうけ、千数百年の輝かしい歴史に飾られています。

これがわたくしたち大津市民の生活にも、このうえないうるおいになっています。

このような美しい自然と豊かな文化にふさわしいまちづくりをしていくことは、市民のつとめであると信じます。

ここに大津市民憲章を定めて、わたくしたち大津市民の日常生活の心がまえとし、明るく住みよいまちを築きあげたいものであります。

### わたくしたち大津市民は

- 一 郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましょう
- 一 豊かな文化財をまもりましょう
- 一 時代にふさわしい風習をそだてましょう
- 一 健康で明るい生活につとめましょう
- 一 あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう

こうした姿勢は、大津市の最上位計画である総合計画にも引き継がれている。平成 29 年度(計画期間:平成 29 年度~令和 10 年度)を始期とする「大津市総合計画 2017」では、「持続可能な都市経営」、「共助社会の確立」とともに、「自然、歴史、文化の保全、再生、活用」をまちづくりの基本理念のひとつに掲げ、「先人から受け継いだ自然、歴史、文化を大切に守り育て、保全、再生し、美しく質の高いまちを築くことを目指します」、「それぞれの地域が有する自然や歴史、文化の特性を、まちの活性化や魅力あるまちづくりに活かすことを目指します」というふたつのまちづくり理念を掲げている。また、これらの基本理念のもとに、将来都市像を「ひと、自然、歴史の縁で織りなす 住み続けたいまち"大津再生"~コンパクトで持続可能なまちへの変革~」と掲げており、歴史や文化を"大津再生"を実現するための重要なツールのひとつとして位置づけている。したがって、本構想は、「大津市総合計画 2017」で目指す将来都市像を実現するための基盤となる指針を歴史文化の側面から示し、各分野における施策を後押しする役割を持つ構想であると位置づけられる(図 1-2)。

また、「第5次大津市国土利用計画」(平成29年3月策定)(計画期間:平成29年度~令和10年度)では、地域類型別の土地利用計画のなかで、「比良山麓の歴史遺産」、「回峰行の聖地葛川」、「湖族の郷堅田」、「延暦寺とその山麓」、「大津京とその関連遺跡」、「三井寺(園城寺)とその門前町」、「大津百町」、「膳所城下町」、「近江国庁」、「石山寺とその周辺」、「瀬田川流域の歴史遺産」という11の「歴史的地

域」を設定している(図 2-13 参照)。この「歴史的地域」では、自然的環境や歴史的環境を守るために、歴史的風土や景観の保全と再生、歴史遺産や周辺景観を損なう無秩序な開発を抑制することを基本的な考え方としており、「歴史遺産の保全や景観的な調和による土地利用」、「歴史的環境に触れ合う観光と暮らしの充実」、「様々な主体による歴史遺産の保全」を必要な措置のための施策として掲げることにより、土地利用面からも歴史文化の保存・活用を進めることとしている。同時に策定した「大津市都市計画マスタープラン」(計画期間:平成29年度~令和13年度)においても、まちづくりの目標のひとつに「古都大津の自然、歴史、文化を生かした魅力あふれるまちづくり」をかかげ、市内各所に分布する自然、歴史、文化を地域固有の財産として保全し、これらの資源に磨きをかけることで、多様な観光交流を促進し、魅力あふれるまちづくりをめざしている。

加えて、「大津市第2期観光交流基本計画」(平成29年3月策定)(計画期間:平成29年度~令和2年度)のなかで、大津市の観光が「目指す姿」を設定し、「大津ならではの良さ」を3つのテーマで選定、その魅力を磨き上げるための施策に取り組むとしている。テーマのひとつに「歴史・文化体験の宝湖」が掲げられ、世界遺産、日本遺産をはじめとした寺社や琵琶湖疏水通船など、琵琶湖と密接に関連する歴史を感じ、伝統的な和菓子作りやかるた・大津絵・俳句・源氏物語といった水辺で育まれた文化を体験できることが挙げられている。

このように大津市では、平成 29 年度を、歴史文化の保存・活用の新たな出発点として、歴史文化遺産 を確実に保存し、都市の個性として活用することを上位計画・関連計画で位置づけている。

この上位計画・関連計画を背景として、「大津市歴史文化基本構想」は、歴史文化並びに歴史文化遺産の保存・活用の方針・方策を明確に位置づけるとともに、上記以外の「大津市景観計画」(平成 18 年 2 月策定)、「大津市環境基本計画(第 2 次)」(平成 23 年 3 月策定)、「第 2 次大津市文化振興ビジョン」(平成 23 年 3 月策定)(計画期間:平成 23 年度~令和 2 年度)など、関連計画等との関係を踏まえながら、歴史文化並びに歴史文化遺産を効果的に保存・活用していくために策定する構想と位置づける。

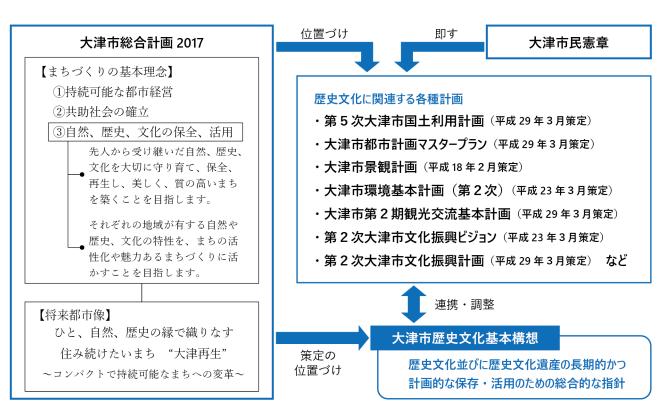
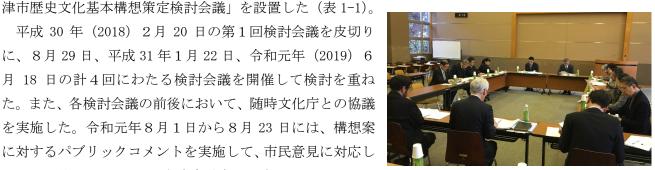


図 1-2 「大津市歴史文化基本構想」の位置付け

#### 構想策定の経緯・体制 1 - 3

「大津市歴史文化基本構想」の策定にあたっては、大津市の多様な歴史文化遺産を的確に把握し、適 切な保存・活用の方針を定めるため、大津市文化財専門委員会の委員を中心に、都市計画の専門家、自 治連合会・観光関係者・文化財所有者の代表者等の13名とオブザーバー1名の計14名で構成する「大

平成 30 年 (2018) 2月 20 日の第1回検討会議を皮切り に、8月29日、平成31年1月22日、令和元年(2019)6 月 18 日の計4回にわたる検討会議を開催して検討を重ね た。また、各検討会議の前後において、随時文化庁との協議 を実施した。令和元年8月1日から8月23日には、構想案 に対するパブリックコメントを実施して、市民意見に対応し た。その後、9月20日に大津市議会へ報告し、10月2日の 第5回検討会議で最終案を確定し、10月23日の大津市教育



写 1-1 大津市歴史文化基本構想 策定検討会議の様子

委員会定例会での議決により「大津市歴史文化基本構想」を策定した(表 1-2)。

区分・専門		氏名	所属・役職※	備考
学識経験者	建築	島田 敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部文化遺産部長	
	建築	石田 潤一郎	京都工芸繊維大学教授	
	絵画	川本 桂子	美術史家	
	彫刻、工芸品	岩田 茂樹	独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館上席研究員(兼)美術室長	
	書跡・典籍、古文書、歴史資料	下坂 守	京都国立博物館名誉館員	座長
	史跡、名勝、考古資料	瀧浪 貞子	京都女子大学名誉教授	
	史跡、名勝、考古資料	鈴木 久男	京都産業大学教授	
	民俗文化財・無形文化財	伊達 仁美	京都造形芸術大学教授	
	都市計画	大場 修	京都府立大学大学院教授	
その他 必要と 認める者	自治連合会代表	市田 太平次	仰木学区自治連合会会長 (~H30.3.31)	
		仲川 欣伸	瀬田東学区自治連合会会長 (H30.4.1~)	
	観光関係者代表	井上 敏	びわ湖大津観光協会専務理事	
	文化財所有者代表	福家 俊彦	園城寺執事長	副座長
	公募	柴山 直子	有限会社柴山建築研究所代表	
オブザーバー		小竹森 直子	滋賀県教育委員会文化財保護課主幹(~H30.3.31)	
		北原 治	滋賀県教育委員会文化財保護課主幹 (H30.4.1~H30.9.30)	
		仲川 靖	滋賀県教育委員会文化財保護課主幹 (H30.10.1~H31.3.31)	
		細川 修平	滋賀県教育委員会文化財保護課課長補佐 (H31.4.1~)	

表 1-1 大津市歴史文化基本構想策定検討会議

※ 委嘱時の役職

表 1-2	策定の経緯
20 1 2	>K AL V / NT NT

年月日		内 容		
平成 29 年(2017)	10月1日	大津市歴史文化基本構想策定検討会議の設置		
平成 30 年 (2018)	2月20日	第1回 大津市歴史文化基本構想策定検討会議の開催		
平成 30 平 (2016)	8月29日	第2回 大津市歴史文化基本構想策定検討会議の開催		
平成 31 年(2019)	1月22日	第3回 大津市歴史文化基本構想策定検討会議の開催		
	6月18日	第4回 大津市歴史文化基本構想策定検討会議の開催		
	7月12日	大津市議会への報告		
	8月1日	「大津市歴史文化基本構想(案)」のパブリックコメントの実施		
令和元年(2019)	~8月23日			
77年11年(2019)	9月20日	大津市議会への報告		
	10月2日	第5回 大津市歴史文化基本構想策定検討会議の開催		
	10月23日	大津市教育委員会における「大津市歴史文化基本構想」の議決		
		「大津市歴史文化基本構想」の策定		

## 1-4 用語の定義

### 歴史文化遺産

歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値が高いと認められる「文化財」のみならず、長い時間のなかで、地域の人々が暮らしの中で大切に守り、育み、受け継いできた歴史的・文化的・自然的遺産を含むものとして、本構想では定義する。

### 歴史文化

「「歴史文化基本構想」策定技術指針」(平成24年2月、文化庁文化財部)において「文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの」と定義されている。なお、「文化財に関わる様々な要素」とは、「文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等」の文化財の周辺環境と定義されている。したがって、前述の「歴史文化遺産」の定義を踏まえると、「歴史文化」とは、歴史文化遺産が一体となってつくり出す環境の総体であるといえる。

### 関連文化財群

「「歴史文化基本構想」策定技術指針」(平成24年2月、文化庁文化財部)において「有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたもの」と定義されている。また、同指針では、「どのような観点からまとめるのか、あるいはどのような文化財を対象にするかにより、多様な捉え方が考えられる。そのため、関連文化財群を設定する場合には、各地方公共団体の実情に応じて、その捉え方、対象となる文化財の基準等についての考え方を明確にすることが必要である。」としている。したがって、前述の「歴史文化遺産」並びに「歴史文化」の定義を踏まえると、「関連文化財群」とは、地域の歴史文化の理解を深めるとともに、その保存・活用をするために、歴史文化遺産をストーリー立てて整理したまとまりであるといえる。

### 世界遺産

昭和 47 年 (1972) の第 17 回 UNESCO 総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)で定義されており、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」から成る。「文化遺産」は顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観などであり、このうち「建造物群」は「独立した又は連続した建造物群で、その建築性、均質性又は風景内における位置から、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」と定義されている。大津市では、延暦寺が「古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)」の構成資産として世界文化遺産に登録されている。

### 日本遺産

平成27年(2015)に創設された制度で、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものである。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とした制度である。したがって、前述の「関連文化財群」とストーリー化という点では類似するものの、観光振興を主目的とした制度である点において、明確に異なる。大津市では、平成27年に、滋賀県と大津市、彦根市、近江八幡市、高島市、東近江市、米原市、長浜市、草津市、守山市、野洲市の琵琶湖岸10市のシリアル型ストーリー「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産」が「日本遺産」に認定された。本市域の構成文

化財としては、「比叡山延暦寺」、「園城寺(三井寺)」、「日吉大社」、「西教寺」、「石山寺」、「浮御堂(満月寺)」、「建部大社」の7件の寺社と「琵琶湖の伝統漁法と食文化」があげられている。

また、令和元年(2019)には大津市をはじめ、滋賀県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県(24 市町村)にまたがる「1300 年つづく日本の終活の旅〜西国三十三所観音巡礼〜」が認定された。市内の構成文化財は「正法寺(岩間寺)と千手観世音菩薩」、「石山寺と木造如意輪観音半跏像」、「園城寺(三井寺)観音堂と木造如意輪観音坐像」の3ヶ寺と観音像に加えて、「御朱印」、「西国三十三所御詠歌」、「観音霊験記西国巡礼」となっている。

### 歴史的風土

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定義されている。大津市は、平成15年(2003)10月に古都に指定され、「比叡山・坂本地区」、「近江大津京跡地区」、「園城寺地区」、「音羽山地区」、「石山寺地区」の5地区が大津市歴史的風土保存区域に指定されて、歴史的風土の保存が図られている。

### 歴史的風致

平成20年(2008)5月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法)において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。大津市では、同法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定に向けた取り組みを進めている。

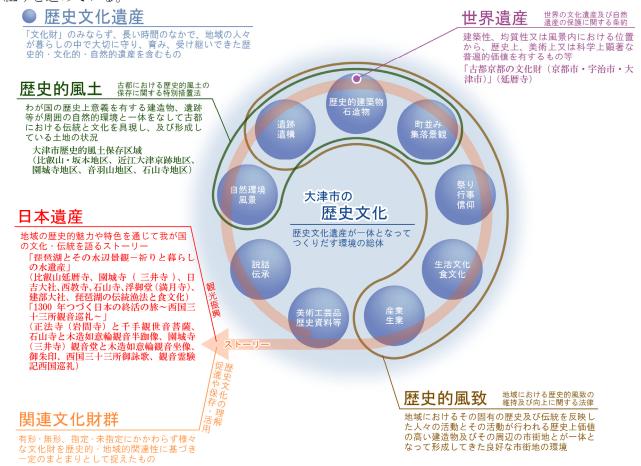


図 1-3 大津市の歴史文化に関連する各用語の関係整理